

## ご挨拶

一般社団法人シニアパートナーズは2013年(平成25年)に法人後見人等受任法人として設立され、今年の7月で10周年を迎えようとしております。これまで出会い、支えてくださった皆様に法人を代表し、心から感謝を申し上げます。

おかげさまで、私たちは仙台家庭裁判所管内(仙台・大河原・石巻)・秋田(大館)家庭裁判所管内での法定後見(後見・保佐・補助)受任件数は80件、宮城・秋田・福島県での任意後見契約数は146件となりました。(設立から令和4年12月末現在の実績)

思い返しますと私たちは法人設立当初より一人でも多くの方々からのご期待に応えなければという一心で皆様と共に歩み、皆様に寄り添いながら活動してまいりました。その地道な積み重ねの10年は、とても充実してあっという間の出来事でした。

### 「共に寄り添い、つながっている安心を」

大切な将来に不安や悩みを感じたら、気軽に私たちにお話してみてください。

ほんの少しでも、前向きになることが出来たら、それが私たちシニアパートナーズとの「縁(えにし)」の始まりです。

令和5年1月吉日

一般社団法人シニアパートナーズ  
代表理事 鈴木佳寿

早いもので、シニアパートナーズさんとのお付き合いは9年余になります。一般社団法人シニアパートナーズの設立に当たり、公証人として、その定款認証手続きに関与したことがきっかけでした。法人の代表理事になる人はお坊さんであり、しかも私の生家が檀家となっている寺と同じ宗派だと聞き、「何かのご縁かな。さて、どんな活動をする法人なのだろう?」と興味を抱きました。代表理事である鈴木さんにも直接お会いし、活動目的をお聞きしたり、最近のお寺事情や、さらにはお布施の金額の決め方が不透明なのではないでしょうか、などと失礼なことまで色々お話したことを覚えています。

法務局での登記など法人設立手続きも無事に終わり、シニアパートナーズは船出しましたが、その後の活動はまさに山あり谷ありであったと拝察します。しかし、鈴木さんはじめ職員の皆様の誠実かつ地道なご努力により、試行錯誤しながらもシニアパートナーズは着実に成長を続け、宮城県のみならず、周りの県にお住まいの方々からも厚い信用を得るに至っており、誠に嬉しい限りです。

私が以前所属していた職場には、「被害者と共に泣く」という言葉があります。犯罪によって被害者やその家族は様々な苦しみ、悲しみに遭遇しますが、職務遂行に当たってはその思いを共有しなさい、そして悲しいときは共に泣き、反対に嬉しいときには共にうれし泣きしなさい、という意味です。諸先輩から受け継ぎ、後輩たちに引き継いできた大切な言葉です。シニアパートナーズやそこで働く職員の皆様には、この言葉に込められたものと同じ精神、心意気があると思います。

社会の高齢化が進行中の我が国ですが、成年後見制度に対する理解はいまだ十分とは言い難く、制度の活用も限られている状況にあります。成年後見制度のさらなる充実と定着のため、今後一層のご奮闘、ご発展を祈念してやみません。

弁護士 柏村隆幸

## 交通のご案内



### 一般社団法人シニアパートナーズ

宮城県柴田郡大河原町新南28番地10  
◇駐車場1台完備

#### 電車をご利用の場合

[JR大河原駅]より、国道4号線方面へ直進、3つ目の信号を右折後、約200m直進。

- ・タクシーで約4分
- ・徒歩で約15分

#### 乗用車をご利用の場合

国道4号線バイパスより [JR大河原駅] 方向へ曲がり、1つ目の信号を左折後、約200m直進。